

第7 防火・防災

はじめに

防災管理規程は災害の予防、災害時の被害の軽減を目的に策定されますが、災害としては、一般的には火災と震災が中心に考えられています。地域によってはこれら以外の災害も念頭に置く場合もあります。

まず、火災に関しては、消防法の他、地方自治体の制定した条例に規定されていますので、これらの法令に準拠して策定する必要があります。

① 消防法には、学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店等の多数の者が出入し、勤務しましたは居住する施設には、資格を有するものを防火管理者として定め、「消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理その他防火管理上必要な業務を行わせなければならない。」と定められています（消防8）。病院、社会福祉施設等はこれらに該当することになります。

② これらの施設には、消防用設備等の設置及び維持が義務づけられているほか（消防17、消防令別表第一）その点検報

告制度が定められています（消防17の3の3）。

③ 平成15年10月から防火対象物定期点検報告制度が創設され、一定の要件を満たす病院・社会福祉施設等では、1年に1回防火対象物点検資格者に防火管理上必要な業務等について点検させ、その結果を消防長または消防署長に報告することが義務付けられました。その後、平成25年10月に発生した福岡市有床診療所火災を受けて、平成28年4月1日に消防法施行令が改正されました。当該改正により病院等については、従来「病院、診療所又は助産所」と規定されていましたが、以下のとおり細分化されました（消防令別表第一六イ、医療7 II④、消防規5 IV①③）。

ア 次のいずれにも該当する病院

(i) 診療科名中に特定診療科名（内科、整形外科、リハビリテーション科その他総務省令で定める診療科名）を有すること

(ii) 療養病床又は一般病床を有すること

イ 次のいずれにも該当する診療所

(i) 診療科名中に特定診療科名（内科、整形外科、リハビリテーション科その他総務省令で定める診療科名）を有すること

(ii) 4人以上の患者を入院させるための施設を有すること

ウ 上記ア以外の病院、上記イ以外の患者を入院させるための施設を有する診療所、入所施設を有する助産所

エ 患者を入院させるための施設を有しない診療所、入所施設を有しない助産所

なお、上記アに規定される病院に関して、火災発生時の延焼を抑制するための消防活動を適切に実施する事が出来るものとして総務省令に定める構造を有する病院は消防法施行令別表第一に掲げる防火対象物から除外されました（消防令別表第一(六)イ、消防規則12の2）。

以上、上記の要件を満たす一定の病院・社会福祉施設等のうち収容人員300人以上の全ての施設、養護老人ホーム等（消防令別表第一(六)ロ）で収容人員10人以上300人未満で階段が一つしかない施設、老人デイサービスセンター等（消防令別表第一(六)イ・ハ・ニ）で収容人員30人以上300人未満で階段が一つしかない施設の場合、当該施設は防火対象物定期点検報告制度の対象となります（消防8の2の2、消防令1の2の3・4の2の2）。

さらに、震災に関しても、火災と同様の規定が定められています。

① 消防法には、学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店等の多数の者が出入し、勤務しましたは居住する施設は、資格を有するものを防災管理者として定め、「消防計画の作成、当該消防計画

に基づく避難の訓練の実施その他防災管理上必要な業務を行わせなければならぬ。」と定められています（消防36）。病院、社会福祉施設等はこれらに該当することになります。

② 平成21年6月から大規模高層ビルの防災管理のために防災管理定期点検報告が義務化されました。すなわち、一定の要件を満たす病院・社会福祉施設等で、階数が11階以上（地階を除く）の防火対象物で延べ面積が1万平方メートル以上、もしくは階数が5階以上10階以下（地階を除く）の防火対象物で延べ面積が2万平方メートル以上、もしくは階数が4階以下（地階を除く）の防火対象物で延べ面積が5万平方メートル以上の施設の場合には、1年に1回防災管理点検資格者に防災管理上必要な業務等について点検させ、その結果を消防長または消防署長に報告することが義務付けられました（消防36、消防令46）。

この他、一定の要件を満たす病院・社会福祉施設等で、階数が11階以上（地階を除く）の防火対象物で延べ面積が1万平方メートル以上、もしくは階数が5階以上10階以下（地階を除く）の防火対象物で延べ面積が2万平方メートル以上、もしくは階数が4階以下（地階を除く）の防火対象物で延べ面積が5万平方メートル以上の施設の場合には、自衛消防組織の設置が義務付けられました（消防8の2の5、消防令4の2の4）。

規程例

防災管理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、当法人の防火管理業務について必要事項を定め、火災、震災及びその他の災害の予防及び患者、職員等の人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。

(適用の範囲)

第2条 この規程は、当法人の使用管理する施設及び設備等の全般を対象とする。

○総 則

総則には、この規程の目的適用範囲等の通則的事項を記載します。

福祉規程四一

第2章 防火管理組織

(防火対象物点検資格者・防災管理点検資格者)

第3条 防火対象物点検資格者と防災管理点検資格者は、原則として事務部長がこの任にあたり、この規定の主管部署は事務部総務課とする。

2 前項の資格者は、消防法の定める資格を有するものでなければならない。

(防火管理者・防災管理者)

第4条 事務部長は、消防法の定める資格を有する者をそれぞれ防火管理者・防災管理者として任命する。

2 事務部長は、防火管理者・防災管理者を選任又は解任したときは、消防機関への届出を行うものとする。

○防火管理者

が義務付けられています。

消防法8条の規定により、設置が義務付けられています。

対象施設は「はじめに」③をご覧下さい
(消防令4の2の2)。

○防火対象物点検資格者

消防法8条の2の2の規定により、設置

この資格は、防火管理者として3年以上の実務経験を有する者などが所定の講習を

一三〇二

受けて取得することができます。

○防災管理者

消防法36条の規定により、設置が義務付けられています。

なお、防火対策と防災対策との一元化を図るため、防災管理対象物においては、防災管理者に「防火管理者の行うべき防火管理上必要な業務を行わせなければならぬ。」とされています（消防36Ⅱ）。すなわち、防災管理者は防火管理者でもあるといえます。

○防災管理点検資格者

消防法36条の規定により、設置が義務付けられています。

ただし、一定の要件を満たす病院・社会

福祉施設のうち、階数が11階以上（地階を除く）の防火対象物で延べ面積が1万平方メートル以上、もしくは階数が5階以上10階以下（地階を除く）の防火対象物で延べ面積が2万平方メートル以上、もしくは階数が4階以下（地階を除く）の防火対象物で延べ面積が5万平方メートル以上の施設が対象となります（消防36、消防令4の2の4・46）。

この資格は、防災管理者として3年以上の実務経験を有する者、防火対象物点検資格者で3年以上の実務経験を有する者などが所定の講習を受けて取得することができます。

(防火管理者・防災管理者の業務)

第5条 防火管理者・防災管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 消防計画の検討及び変更
- (2) 消火、通報、避難誘導等の訓練の実施
- (3) 消防用設備等の点検、整備の実施及び監督
- (4) 建築物、火気使用設備器具等、危険物施設の検査の実施及び監督
- (5) 火気の使用に関する許可、指導及び監督
- (6) 収容人員の管理
- (7) その他、防火・防災に関する対策研究、実施等必要な業務

○防火管理者・防災管理者の業務

消防法8条に記載されている事項を箇条

書きにしたものです。

(消防機関への報告、連絡)

第6条 防火管理者は、次の業務について、消防機関への報告及び連絡を行うものとする。

- (1) 消防計画の作成及び訂正による届出
- (2) 建物及び諸設備の設置又は変更時の事前連絡及び法令に基づく届出、報告等の諸手続
- (3) 消防用設備等の点検結果の報告
- (4) 消防用設備等の点検及び火災予防上必要な検査の指導の要請
- (5) 防火に関する教育訓練、指導の要請
- (6) その他法令に基づく報告・届出及び防火管理について必要な事項

○消防機関への報告

消防法の規程による「防火管理者選任(解任)届出書」「防災管理者選任(解任)届出書」「消防計画作成(変更)届出書」の他、各地の火災予防条例等で消防機関への届出事項が定められています。

(防火組織)

第7条 平常における火災予防及び地震時の出火防止等をはかるため、防火担当責任者、火元取締役責任者をそれぞれ定め、各職場ごとに火元責任者をおく。

2 消火用設備、避難設備その他の火気使用施設について、適性管理と機能保持をはかるため点検検査担当者を指名し、点検検査を行わせるものとする。

3 危険物の貯蔵及びその取扱い等については、危険物保安監督者を選任し、その指導監督を行わせるものとする。

(防火対策委員会)

第8条 防火管理業務の運営の適性をはかるため、防火対策委員会を設ける。

(自衛消防隊)

第9条 火災、地震時の出火その他の事故発生時にその被害を最小限にとどめるため、別に定める自衛消防隊を設ける。

福祉規程四一

○防火組織

防火組織は、業務上の組織とは別に、防火管理者または防火責任者を定め、関係部署や消防法に基づく有資格者等を中心として組織されるのが一般的です。

○防火対策委員会

防火管理業務の適切な運営を図るため、

基本的事項を審議するため委員会組織を作ることが有用です。

○自衛消防隊

一定の要件を満たす病院・社会福祉施設などの多数の収容人員を有する一定規模以上の事業所については、火災予防条例に基づき、自衛消防隊の設置が求められます。

一三〇四

第3章 防火対策委員会

(防火対策委員会の構成)

第10条 委員長は院長、副委員長は防火管理者があたり、委員は防火担当責任者、火元取締責任者及び防火関係担当者等をもって構成し、委員長がこれを委嘱する。
(委員会の開催)

第11条 委員会の開催は定例会及び臨時会とする。定例会は5月及び11月の年2回とし、臨時会は委員長が必要と認めたときを開催する。

(審議事項)

第12条 防火対策委員会は、次に掲げる基本的な事項について審議する。

- (1) 消防計画の樹立及び変更
- (2) 防火に関する諸規程の立案
- (3) 防火対象物の構造及び避難施設並びに消防用設備の維持管理
- (4) 自衛消防組織の編成及び装備
- (5) 消火、通報及び避難の訓練等の立案
- (6) 火災の際の隣接防火対象物との応援協定
- (7) 消防設備の改善強化
- (8) 火災予防上必要な教育
- (9) その他防火に関する必要事項

○審議事項

防火対策に関する基本的事項を審議しま

すが、より具体的な事項を検討するため、専門部会を設けることも考えられます。

第4章 火災予防

(臨時の火気使用)

第13条 臨時に火気を使用する場合には、別に定める「許可申請書」に必要事項を記入のうえ、火元責任者、防火担当責任者を経て防火管理者に届出て、その承認を得なければならない。

2 前項の許可を得た場合には、消火器等の交付を受け、それぞれの使用上の注意等を誠実に守らなければならない。

(防火管理者への届出)

第14条 次の事項を行おうとするものは、事前に防火管理者へ連絡しその承認を得なければならない。

- (1) 建築物（仮説を含む）、危険物関係施設、電機施設若しくは火気使用施設等を新設、移設あるいは改修する場合又は大量の危険物の搬入をするとき
- (2) 催物等を開催するとき
(火気等の使用制限)

第15条 防火管理者は、次の措置を行うことができる。

- (1) 火災警報発令時における火気及び危険物等の使用禁止又は制限
- (2) 喫煙禁止場所又は喫煙場所の指定

(防火担当責任者の業務)

第16条 防火担当責任者は、次の業務を行うものとする。

- (1) 指定区域内の火元責任者に対する業務の指導及び監督
- (2) 防火管理者の補佐
(火元責任者の業務)

第17条 火元責任者は、次の業務を行うものとする。

- (1) 日常における火気使用設備器具等の使用状態の適否の確認及び他の火気管理
- (2) 火災及び地震時における火気使用設備器具等の燃料の停止による消火及び火災発生の防止
- (3) 防火責任者の補佐

○予防管理

火気使用制限および予防管理組織を構築

することにより、火災予防、地震時の出火

防止に努めます。

(防火対象物点検資格者・防災管理点検資格者の点検業務)

第18条 防火対象物点検資格者・防災管理点検資格者は、別に定める点検基準に基づき1年に1回点検を行うものとする。

(点検結果の記録・報告)

第19条 防火対象物点検資格者・防災管理点検資格者は、前条の点検結果を防火管理維持台帳・防災管理維持台帳に記録し、これを保存しなければならない。

2 事務部長は、点検結果を消防機関に報告しなければならない。

○防火対象物点検資格者の点検業務

防火対象物点検資格者による点検基準は、消防法施行規則4条の2の6に規定されていますが、概ね次のとおりです。

- ① 防火管理者を選任しているか。
- ② 消火・通報・避難訓練を実施しているか。
- ③ 避難階段に避難の障害となるものが置かれていなか。
- ④ 防火戸の閉鎖に障害となるものが置かれていなか。
- ⑤ カーテン等の防災対象物品に防炎性能を有する旨の表示が義務付けられているか。

⑥ 消防法令の基準による消防用設備等が設置されているか。

○防火対象物の点検結果の記録・報告

防火管理維持台帳に記録保存すべき事項は、消防法施行規則4条の2の4第2項に記載されています。

○防災管理点検資格者の点検業務

防災管理点検資格者による点検基準は、消防法施行規則51条の14に規定されています。

○防災管理点検結果の記録・報告

防災管理維持台帳に記録保存すべき事項は、消防法施行規則51条の12に記載されています。

(消防用設備等の点検及び報告)

第20条 消防用設備等及び構築物、火気使用設備器具、危険物等の点検、検査を実施するときは、別表に定める点検、検査基準に基づき実施するものとする。

(結果報告)

第21条 前条の点検、検査を実施した場合には、点検、検査の各責任者は、その結果を防火管理者に報告するものとする。

2 前項の報告に基づいて、防火管理者は必要事項を消防機関に報告するものとする。

○点検検査

消防用設備等は消防法17条の3の3により定期点検が必要です。また、その結果は

消防長または消防署長に報告することが必要です。

第5章 防災教育

(防災教育の実施)

第22条 防火管理者・防災管理者は、次により防災教育を実施するものとする。

- (1) 職員全員に対する教育は隨時実施する。
- (2) 新入社員に対する教育は、採用時の研修期間中に実施する。

(防災教育の内容)

第23条 防災教育の内容は、次によるものとする。

- (1) 防火管理機構の周知徹底
- (2) 防火管理上の遵守事項

- (3) 防火管理に関する職員各自の任務並びに責任の周知徹底
- (4) 安全な作業等に関する基本的事項
- (5) 消防計画の周知徹底
- (6) 震災時対策に関する事項
- (7) その他火災予防に必要な事項
(講演会等)

第24条 防火管理者・防災管理者は、消防機関等が行う講演会及び研究会等に参加するとともに、必要に応じて職員に対する防火講演等を隨時開催するものとする。

○教育・訓練

防火管理者・防災管理者は、消防署あるいは関連団体が実施する講習会に出席し最

新の情報を入手するとともに、これを法人内部に還元する必要があります。

第6章 自衛消防活動

(自衛消防組織)

第25条 事務部長を隊長とし、そのもとに自衛消防隊を置く。

(隊長の権限)

第26条 隊長は、自衛消防隊が火災、震災その他の災害活動又は訓練等を行う場合、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

福祉規程二二

○自衛消防隊の設置義務

病院、ホテルなど多数の収容人員を有する一定規模以上の事業所については、火災予防条例に基づき、自衛消防隊の設置が求められています。また、自衛消防隊の対応

能力の向上を図るため、条例に基づき自衛消防技術認定証の公布を受けている者により自衛消防隊を構成するように義務づけられています。

(隊長の任務)

第27条 隊長は、自衛消防隊の機能が有効に発揮できるよう統括的指揮統率を図り、自衛消防訓練を実施しなければならない。

(副隊長の任務)

第28条 副隊長は、隊長を補佐するとともに隊長が不在の場合はその任務を行わなければならない。

(地区隊長等の任務)

第29条 地区隊長は、担当地区の指揮統率を図るものとする。

2 班長は、班の指揮にあたるものとする。

一三〇ノ六

○自衛消防隊の組織

自衛消防隊は、隊長、副隊長のほか地区

隊長を設けてきめ細かな対応が図れるよう
にするとよいでしょう。

(通報連絡)

第30条 地区担当の火災発見者は、「所在、名称及び目標、被害の状況等」を防災センターに連絡し、さらに周囲の人々に連絡すること。

2 防災センター勤務者は、前項の通知を受けたときは直ちに消防機関へ非常装置により通報するとともに、「所在地、病院名、災害発生建物の名称、災害の状況等」を通報し、放送設備を活用して構内に周知するものとする。

3 防災センター勤務者は、前項の措置終了後、自衛消防隊長に出火場所、延焼状況、その他必要な事項を連絡すること。

(消火等の活動)

第31条 本部隊における消火活動は、屋内消火栓、消火器をもって消火活動にあたるものとする。

2 地区隊における消火活動は、出火階及び直近階（上・下）の消火係によって行うものとする。

(避難誘導)

第32条 避難誘導係員は、別図に指定する避難経路により、野外階段、屋内階段を利用し、それぞれ避難予定地に誘導すること。

2 避難誘導係員の部署は、非常口、階段室、避難器具設置場所及び行き止まりやすい通路とし、避難者を安全に誘導すること。

3 避難終了後速やかに人員点検を行い、逃げ後れの有無を確認するとともに、忘れ物等により、再び危険な場所に入る者のないように注意すること。

4 避難誘導に当たっては、拡声器、メガホン等を有効に活用して避難者に火災の状況を知らせ、混乱の防止に留意し、危険場所の者を優先に避難させること。

(応急救護)

第33条 仮設救護所は、火災建物より離れた場所に設置する。

2 救護班は、救急隊と密接な連絡を取り、負傷者を速やかに搬送できるようにする。

(危険物施設の防護措置)

第34条 一般取扱所（ボイラー室）の措置

(1) ボイラーの燃料停止の措置

(2) 防火戸の閉鎖措置

(3) その他必要な措置

2 少量危険物貯蔵取扱所の措置

- (1) 取扱い停止の措置
- (2) 保管場所への格納の措置
- (3) その他必要な措置

3 危険物施設への延焼危険がある場合には、重点的に延焼措置にあたるよう指示すること。

○自衛消防活動

自衛消防活動は、通報、消火、避難誘導、応急救護および危険物施設への対応等から

なります。なるべく具体的にマニュアル等を作成しておくとよいでしょう。

(休日・夜間における活動体制)

第35条 休日夜間においては、次により初動措置を行うものとする。

(1) 通報連絡

火災報知器、その他により火災を発見した者は、ただちに防災センターに通報するとともに、他の宿直者等に火災の発生を知らせ、宿直者は別紙（省略）の緊急連絡一覧表により隊長等の関係者に速やかに連絡すること。

(2) 初期消火

消防隊が到着するまでの間、延焼拡大を阻止することを主眼に消火器等を速やかに集め、あるいは屋内消火栓を有効に活用し、適切な初期消火を行うとともに防火シャッター等の閉鎖も行うこと。

(3) 消防隊への情報提供等

到着した消防隊に対し、火災の延焼状況、延焼物件、危険物品の存否等の情報を速やかに提供するとともに火元進入口への誘導を行うこと。

福祉規程二二

○休日夜間の対応

防災計画は、責任者の不在あるいは夜間

の対応も考慮して作成する必要があります。

第7章 地震時の活動

(地震時の活動)

第36条 地震時の活動は、第6章各条のほかは次による。

(1) 出火防止

- ① 一般取扱所（ボイラー）の各バルブを閉める。
- ② タンクローリーからの給油及び酸素の充填中にあっては作業を中止する。
- ③ 消防用資器材及び火災に対し、必要な器材の搬出、移動を行う。

一一〇ノ八

- ④ 停電した場合には、非常電源に切り替える。
- ⑤ 構内電話等通信機器の試験を行う。
- ⑥ 速やかに被害状況等を院内に放送し、必要な事項を指示する。
- ⑦ 地震時のパニック防止に努める。

(2) 情報収集の措置

- ① 院内の異常の有無を把握し、被害事項についてその対応措置を行う。
- ② 周辺火災の発生状況を把握し、風速、風向による飛火危険の有無について状況伝達を行う。

(3) 消火活動

- ① 院内の火災が発生した場合は、積極的に消防力を投入し消火にあたる。
- ② 飛火警戒にあたること。

(4) 広域避難場所

- ① 関係機関の避難命令により避難を開始する。

○震災対応

防災計画には震災への対応も含めておく
必要があります。

第8章 訓練

(訓練の実施)

第37条 自衛消防隊長は、次により訓練を行うものとする。

- (1) 消火、通報及び避難誘導等を連携して行う「総合訓練」は年2回実施するものとし、うち1回は夜間訓練とする。
 - (2) 消火、通報、避難誘導を個々に行う「部分訓練」は年4回実施するものとする。
 - (3) 屋内消火栓操法、消火活動に使用する設備器具等の取扱い訓練（基礎訓練）並びに隊員による机上で行う訓練（図上訓練）は隨時行う。
- 2 各地区隊は、3ヶ月に1回は、地区隊の総合訓練を行うものとする。

○訓練の実施

不特定多数のものを収容する事業所においては、防災訓練を年間2回以上行うこと
が求められています。

(通報訓練の実施)

第38条 通報訓練の実施は次による。

(1) 消防機関への通報訓練

所在、名称及び目標のほか、出火場所等を的確に通報する。なお、実際に消防機関へ通報する訓練を行う場合は、予めその旨を消防機関に連絡し、承認を得ること。

(2) 防災センター、隊長（防火管理者）への通報連絡

出火した階、棟、室等の名称及び状況を電話又は駆け付けにより的確に通報すること。

(3) 構内への通報訓練

構内放送による訓練は、混乱を起さない用語を用い、火災の状況を的確に知らせること。

(消火訓練の実施)

第39条 消火訓練の実施要領は次による。

(1) 消火器訓練については、分散配置されているものを迅速に集結し、適応消火の確認及び操作要領の習熟に努める。

(2) 屋内消火栓訓練については、取扱訓練とあわせて放水可能口数についても習熟すること。

(3) 動力消防ポンプについては、消防隊の活動に支障のない水利の選定、筒先圧力の適性維持等の機関運用、ホース延長、筒先配置の防御技術の練磨を主体に行う。

(避難訓練の実施)

第40条 避難訓練の実施要領は次による。

(1) 階段等からの避難訓練

① 火災の規模を種々に設定し、これに応じいっせい避難、時間差避難、部分避難を適宜行い避難要領を確認し、また避難誘導技術を習得する。

② 避難時、避難者の混乱防止に留意し、携帯拡声器（メガホン）の活用による誘導技術を習熟すること。

(2) 避難器具による訓練

事前に点検を行い、また使用方法並びに取扱要領を習熟するとともに、危険防止に留意すること。

(その他の訓練)

第41条 その他の訓練は、次による。

(1) 安全防護訓練

① 防火戸（防火シャッター、防火ダンパー）の機能の確認とあわせて火点直近の防火戸及び開口部の閉鎖により延焼範囲を最小限にすることに留意して実施すること。

② 予備電源の取扱技術の向上に努め消防用設備が常時使用できるようにしておくこと。

③ 機械室、電機室、危険物施設に対する冠水防止法を習熟すること。

(2) 消防隊誘導訓練

① 消防隊到着時、人命救助の要否、火災の延焼状況、燃焼物件、危険物品の存否等の情報提供要領、水利若しくは火点進入口への誘導要領等の習熟に努めること。

② 消防隊現場指揮本部に提供する当該対象物の関係書類（図面）の確認。

③ 消防活動の障害となる物品、危険物等を迅速に安全な場所に移動若しくは除去する技術を習熟すること。

(消防機関への指導要請)

第42条 隊長は、訓練を実施するに際し、必要と認める場合には、消火等の技術向上のため、消防機関への指導を要請すること。

(震災訓練の実施)

第43条 震災訓練の実施は、前各条の訓練実施要領に準拠して実施するとともに、関係機関等が行う訓練にその都度参加すること。

(訓練の実施報告)

第44条 隊長（防火管理者）は、自衛消防訓練を実施する場合、実施日時、場所、訓練種目、訓練概要、参加人員その他必要事項を「自衛消防訓練通知書」により消防署に通知するものとする。

なお、地区隊長は担当地区において訓練を実施する場合、実施計画を防災管理者（隊長）に提出し、また実施した場合には実施結果を報告すること。

○訓練実施報告

訓練の実施状況についても所轄消防署等への報告が必要とされています。

第9章 自衛消防隊の装備等

(装備)

第45条 自衛消防隊の装備及び管理は、次によるものとする。

(1) 装備

① 隊用装備

(イ) 消火器その他の消火資機材

(ロ) とび口その他の破壊器具

(ハ) ロープ

(乙) 携帯用拡声器

② 個人用装備

(イ) 防火衣

(ロ) 消火用ヘルメット

(ハ) 警笛

(乙) 携帯用照明器具

(2) 装備の管理

装備の管理は、隊用装備にあたっては防災センター、個人装備にあたっては各自とする。

○装備

自衛消防隊は消防活動に必要な装備を保有し、かつ常に使用可能な状態にしておく必要があります。

福祉規程六

第10章 雜則

(応援出場)

第46条 院外へ応援出場する場合にあたっては、院長の承認を得るものとする。

(防御行動図等の作成)

第47条 隊長は、自衛消防活動が円滑に行われるよう防御行動図及び避難経路図等必要な図面を作成し、隊員及び職員に周知させておくものとする。

○避難経路図

円滑な避難誘導を行うためには、予め安全な避難経路を決めておくとよいでしょう。

附則

(施行期日)

第48条 この規程は、平成〇年〇月〇日から施行する。

一一〇八一

実例

○○○病院防災管理規程

(趣旨)

第1条 この規程は、特定医療法人社団 ○○○会（以下「法人」という。）における災害を未然に防止し、災害が発生した場合の災害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図るために必要な事項並びに地域貢献のため法人以外において発生した災害に対し法人のとるべき措置に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程における用語の意義は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 災害暴風、豪雨、地震、その他の自然災害又は大規模な火事、爆発若しくは放射性物質の大量の放出、航空機事故、その他の大規模な事故により生ずる被害をいう。
- (2) 基本マニュアル 特定医療法人社団 ○○○会 防災管理マニュアルをいう。

(職員の心得)

第3条 職員は、災害が発生した場合には、関係の法令及びこの規程並びに各部署の定めに従い、その役割に応じ職員及び診療の確保並びに被災者の救護に努めなければならない。

(平常時における防災活動)

第4条 理事長及び院長は、平常時より、基本マニュアルにより必要な措置を講じるものとする。

2 各部門の長は、防災管理者の指示のもと、次の各号に掲げる防災活動を実施するものとする。

- (1) 情報の収集及び伝達方法の整備
- (2) 安全確保のための施設、設備及び土地並びに危険物等の整備、維持管理
- (3) 災害救護等災害対策のための手引等の作成
- (4) 患者、職員等の安全のための教育等の実施
- (5) 災害の発生に備えた防災訓練（少なくとも年に1回）
- (6) 避難場所の整備その他の避難対策

(7) 飲料水、食料、医薬品等の災害時に必要な物資の調達対策

(8) その他防災に関する必要なこと。

(個別マニュアルの作成)

第5条 防災管理委員会は、各部門の実情に即した災害対策のため、個別マニュアルを作成し、職員等にこれを周知するものとする。

(危機対策本部の設置)

第6条 理事長及び院長は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、災害対策を講じる必要があると判断する場合は、緊急事態の宣言を発し、速やかに院内に災害対策本部を設置するものとする。

2 対策本部の組織及び緊急連絡体制等の必要な事項は、基本マニュアルによるものとする。

(部門等の長が講じる措置)

第7条 各部門の長は、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 災害が発生した場合、速やかに関係の官公署等に連絡させるとともに、その状況を直ちに理事長及び院長に報告すること。

(2) 前号の場合にあっては、関係の官公署の指示に従うとともに、自らの判断により管下の患者及び職員等の安全又は診療の確保のため、最善を期すること。

(3) 各部門の安全を確保するため交通規制及び警備に関する対応を行うこと。

(避難等)

第8条 各部門の長は、職員及び患者等の生命又は身体に危険が及ぶと予想される場合は、別表に定める緊急避難場所のうち、もっとも安全な場所にそれらの者を避難させるものとする。

2 各部門の長は、被災した患者及び職員等の避難場所として院内の安全な施設を可能な限り利用に供するものとする。

(安否の確認)

第9条 各部門の長は、患者及び職員等の安否の確認を、電話又はその他の手段を講じて速やかに行うものとする。

(応急措置)

第10条 各部門の長は、災害による行方不明者及び負傷者の発見に努めるとともに、負傷者の救護に必要な措置を講じるものとする。

2 各部門の長は、災害の拡大を防止するために必要な応急措置を講ずるものとする。

3 前2項の措置を講じる場合においては、二次災害の防止に注意を払うものとする。

(理事長の判断による緊急の措置)

第11条 極めて緊急を要する場合には、理事長又はあらかじめその委任を受けた者（防災管理者等）は自らの判断に基づき、適宜の措置を講じるものとする。この場合において、理事長は、その事案の対処の終了後に危機対策本部に報告するものとする。

(避難住民の受入れ)

第12条 理事長は、別表に定める地方公共団体等からあらかじめ近隣の住民の避難所として指定された施設等の提供の要請があったときは、速やかにこれを提供するものとする。

2 理事長は、地方公共団体から緊急避難所として前項以外の施設等の提供の要請があったときは、当該施設等を管理する部門等の長と協議の上、可能な限り当該施設等を提供するものとする。

3 各部門の長は、近隣の住民が緊急避難してきた場合には、一時的に当該部門等の適当な施設等を緊急避難場所として提供することができる。

4 前項により、緊急避難場所として提供した場合には、各部門の長は、直ちに理事長に報告し、その指示を仰ぐものとする。

(院外への施設等の提供・派遣)

第13条 理事長は、関係機関等から被災地域における人命救助その他の救援活動のため施設等の提供の要請があったときは、可能な限り当該施設等を提供するものとする。

(生命維持等に関する業務)

第14条 理事長は、電気、ガス、水道その他のライフラインの確保及び早期復旧に努めるものとする。

(災害復旧)

第15条 各部門の長は、速やかに診療活動を回復させるため、次の各号に掲げる事項に努めるものとする。

- (1) 患者に対する療養環境の整備
- (2) 職員に対する勤務環境の整備
- (3) 施設、設備及び土地の復旧
- (4) 備品等の調達及び修繕

(5) その他災害復旧に必要な事項

(二次災害の防止)

第16条 各部門の長は、災害復旧に当たっては、崖崩れ、建物等の倒壊等のある危険区域の発見に努めるとともに、状況に応じて立ち入り禁止等の安全措置を講じ、二次災害の防止に努めるものとする。

(雑則)

第17条 この規程に定めるもののほか、防災に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。